

【新旧対照表】「かわしんダイレクトweb」利用規定の一部改定

旧	新
かわしんダイレクトweb利用規定 (平成25年1月21日現在) 第1条 ～ 第14条 略 第15条 1. ～ 2. 略 3. サービスの利用停止 <u>お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたとき、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u> (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合 (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合 4. 当金庫からの申出によるサービスの解約 お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信したときに本契約は解約されたものとします。 (1) お客様が本サービスで発生した手数料を支払わなかった場合 (2) 当金庫との代表口座またはサービス利用口座の預金取引規定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合 (3) お客様カードが郵便不着等で返戻された場合 (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となった場合 (5) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあった場合 (6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 (7) 相続の開始があった場合 (8) 本サービスを不正利用した場合 5. ～ 6. 略 第16条～第22条 略 ワンタイムパスワードサービス利用規定 略	かわしんダイレクトweb利用規定 (平成25年10月1日現在) 第1条 ～ 第14条 略 第15条 1. ～ 2. 略 3. サービスの利用停止 <u>お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u> 4. 当金庫からの申出によるサービスの解約 お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信したときに本契約は解約されたものとします。 (1) お客様が本サービスで発生した手数料を支払わなかった場合 (2) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合 (3) 当金庫との代表口座またはサービス利用口座の預金取引規定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合 (4) お客様カードが郵便不着等で返戻された場合 (5) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となった場合 (6) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあった場合 (7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 (8) 相続の開始があった場合 (9) 本サービスを不正利用した場合 5. ～ 6. 略 第16条～第22条 略 ワンタイムパスワードサービス利用規定 略